第100号 令和７年７月25日発行

衛生検査所業

規約の遵守で　正常な商慣習を

公取協ニュース

編集・発行

衛生検査所業
公正取引協議会

東京都文京区後楽２丁目３番28号
K.I.S 飯田橋２階
TEL & FAX　03-5805-0250

令和７年度通常総会を開催ー京都ー

衛生検査所業公正取引協議会の第41回通常総会が去る５月20日（火）、京都市の「ホテルグランヴィア京都」において、一般社団法人日本衛生検査所協会の定時総会に引き続き開催されました。

今次総会では、令和６年度事業報告・決算報告及び令和７年度事業計画案・予算案に加え、一部役員の退任に伴う後任役員案が上程され、いずれの議案も提案のとおり承認されました。

総会の議長には、広田周一氏（近畿地区協議会代表幹事・近畿予防医学研究所）が選任され、議事審議が行われました。

（盛大に開催された第41回通常総会）

【議事審議の概要】

第１号議案　令和６年度事業報告及び決算報告に関する件

事務局から、事業報告として、①全国９地区協議会において会員向け規約研修会を計画、会場開催を主としたうえでリモートも併用し「公取研修会」を全地区協議会で開催（参加者456名（前年度460名））、②規約違反定期調査結果の報告（後記３面）、③規約解説書改訂版及び公取協ガイド改訂版の発行等による会員に対する規約等の周知活動、④医療機関向け規約の周知活動等を報告した後、決算報告の説明がされました。

上記の報告後、勝間田清人監事（日本医学臨床検査研究所）から監査報告が行われ、いずれも提案のとおり承認されました。

第２号議案　令和７年度事業計画（案）及び予算（案）に関する件

事務局から、事業計画案として、①規約研修会の実施、②定期調査の実施、③会員向けの広報活動、④関係省庁及び他団体との連携などを説明した後、予算案が提案され、いずれも提案のとおり承認されました。

第３号議案　役員選任に関する件

事務局から、当公取協の役員は従来から公取協の母体となっている日衛協の役員に合わせているとして、2 名の役員（畑中保広氏、堤正好氏）の退任に伴う後任役員には土井克泰氏（第一岸本臨床検査センター）、山口敏和氏（ビー・エム・エル）を選任することを提案説明し（理事 33 名、監事 3 名）、提案のとおり承認されました。

◎役員名簿 令和 7 年 5 月 20 日現在

（理事：33 名、監事 3 名）

役　職	氏　名	所　属
会長	久　川　芳　三	(株)保健科学研究所
副会長	河　田　與　一	(株)ファルコバイオシステムズ
副会長	近　藤　健　介	(株)ビー・エム・エル
副会長	佐　藤　和　宏	(公社)宮城県医師会
副会長	茅　野　明　男	(株)LSIメディエンス
副会長	東　　俊　一	(株)エスアールエル
専務理事	保 知 戸 和 憲	衛生検査所業公正取引協議会
常務理事	猪　又　健　夫	衛生検査所業公正取引協議会
常務理事	山　下　哲　次	衛生検査所業公正取引協議会
理　事	荒　井　信　貴	(株)ビー・エム・エル
理　事	伊　丹　　淳	(株)サンリツ
理　事	今　井　利　光	(株)メディック
理　事	大　堀　春　夫	(株)江東微生物研究所
理　事	大　藪　正　樹	(一社)京都微生物研究所
理　事	岡　内　伸　介	(株)四国中検
理　事	久　川　　聡	(株)保健科学研究所
理　事	久　米　大　輔	(株)キューリン
理　事	杉　田　宏　充	(株)武蔵臨床検査所
理　事	杉　村　利　彦	(株)中央微生物検査所
理　事	伊　達　忠　應	札幌臨床検査センター(株)
理　事	田　端　隆　彦	日本医学(株)
理　事	丹　野　　博	(株)キュービクス
理　事	近　本　陽　一	(株)福山臨床検査センター
理　事	土　井　克　泰	(株)第一岸本臨床検査センター
理　事	橋　本　　充	(株)江東微生物研究所
理　事	馬　場　直　樹	(株)保健科学研究所
理　事	早　川　　吏	(株)早川予防衛生研究所
理　事	広　田　周　一	(株)近畿予防医学研究所
理　事	松　本　　誠	(株)エスアールエル
理　事	三　柴　雅　昭	(株)LSIメディエンス
理　事	森 田 崇 一 郎	(有)久留米臨床検査センター
理　事	山　口　敏　和	(株)ビー・エム・エル
理　事	横　山　　強	(一財)総合保健センター
監　事	飛　鳥　田　功	(株)京浜予防医学研究所
監　事	勝 間 田 清 人	(株)日本医学臨床検査研究所
監　事	木　下　雅　博	(株)保健科学研究所

すべての議案審議が終了し、近藤健介副会長（ビー・エム・エル）が閉会の挨拶を述べ、閉幕しました。

公正取引委員会 塩近畿中国四国事務所総務管理官が祝辞

総会には、公正取引委員会近畿中国四国事務所塩友樹総務管理官が来賓として出席し、通常総会開催の祝辞を述べられた後、医療を担う衛生検査業界の発展が期待されており、そのためには取引の適正化が図られ、公正な競争を維持・促進させることが極めて重要であるとして、公正競争規約の厳正、適切な運用を通じての取引の適正化への期待を述べられました。

令和７年度 事業計画

第 41 回通常総会において、承認された令和７年度の事業計画の骨子は、以下のとおりです。

１　研修会の実施等、規約遵守に向けた取組

（１）規約研修会の実施等

（２）規約に関する相談への対応

２　規約違反事案に対する調査・措置等

３　会員向けの広報活動

（１）ウェブ版Ｑ＆Ａ集の更新

（２）公取協ニュースの発行

（３）公取協ホームページの活用、充実

（４）公正競争規約啓発ポスターの活用

（５）関係省庁等の関係情報の提供

４　対外的な広報活動等

（１）公取協ホームページを活用し、当公取協の活動、規約の周知

（２）医療機関関係業界誌・紙への広告掲載による規約の周知

（３）必要に応じた非会員に対する規約の周知

５　関係省庁及び他団体との連携

消費者庁、公正取引委員会及び厚生労働省の関係省庁、医療関係４公取協、全国公正取引協議会連合会との連携等による規約の適正な運用

６　独占禁止法を遵守した公正な競争の促進

７　組織の拡大・強化

規約遵守状況の調査結果

定期調査は、「規約遵守状況調査マニュアル」に基づき実施するもので、規約で禁止されている景品類の提供行為全般を対象として、他社の規約に違反する疑いのある行為について情報提供を求めるものです。提供された情報については、運営委員会に諮った上で、事実確認調査を行い、その結果、違反行為が確認されれば「規約違反措置基準」に則り処理されることになります。

令和６年度の調査結果は以下のとおり。

調査票の発送	令和６年９月１日
提出期限	９月 25 日
調査対象	全国の会員 89 名
回　答	80 名（回答率 89.9%）
情報提供	５件（3 名）

５件の情報のうち、１件が会員（１名）によるもの、４件が非会員（医師会センター２名）によるものでした。

会員によるものは、オンライン関係データ連携無償提供事案であり、非会員によるものは、オンライン関係データ連携・機器類及び容器類の無償提供でした。

11 月 14 日開催の運営委員会に報告した結果、会員１名の規約違反被疑行為（オンライン関係データ連携無償提供事案）について、該当地区協議会の調査委員長に対して事実関係の調査を行うよう指示することとされました。

令和 7 年 3 月 26 日開催の運営委員会に調査の結果が報告され、内容に違反事実は認められず、規約違反被疑行為無しとされました。

Topics

◎規約解説書及び公取協ガイドブック改訂版の発行！！

衛生検査所業公正競争規約解説・諸規程集（規約解説書）及び公正取引協議会のご案内（公取協ガイドブック）の改訂版を作成し、規約解説書は令和 6 年 10 月に、公取協ガイドブックは令和 6 年 12 月に発行しました。会員各社に必要部数を確認した上で、会員各社にお届けしました。また、公取協ガイドブックは医師会等の関係団体にも送付しました。なお、部数の追加についてはご遠慮なくお申し出願います。

医療関係４公取協連絡会議の開催

年１回開催している医療関係４公取協（衛生検査、医療用医薬品製造及び卸、医療機器）による連絡会議が６月16日、医療用医薬品製造公取協が当番幹事となり、医療用医薬品製造公取協の会議室で開催されました。会議には、消費者庁と公正取引委員会からも出席いただき、全体で24名もの出席でした（当公取協からは猪又常務、愛木局長の２名が出席）。最初に消費者庁の高居表示対策課長から改正景品表示法の運用状況及び表示等の適正化への取組としてステルスマーケティングに関するQ&Aを、公正取引委員会取引企画課の駒沢規約担当補佐からは公正取引委員会の最近の活動状況として主に取引適正化のための取組について説明がありました。

その後各公取協から活動状況と懸案事項などについて報告があり、当公取協からは全９支部における研修会の開催、定期調査票を活用しての営業現場への規約の周知、医師会等への広報活動等の取組、課題としてアウトサイダーによる容器類の無償提供や不当廉売への対応などについて説明し、引き続き活発な意見交換が行われました。規約の対象となる取引先（医療機関）が共通している４公取協が、お互いの活動状況、課題、懸案について意見交換することは、有益なものとなっています。

公取協連合会の総会開催

当公取協を含む76の公正取引協議会で構成される一般社団法人全国公正取引協議会連合会の令和７年度定時総会が５月28日、東京ベイ有明ワシントンホテルで開催され、公正競争規約制度の適正な運営への取組と関係行政機関との連携強化、公正競争規約制度の普及･啓発などの事業計画、新役員の選任など議案のすべてが承認されました。

来賓として出席した消費者庁の高居表示対策課長からは、最近の景品表示法を巡る動きについて説明があった後、景品表示法の施行において公正競争規約が行政の執行と「車の両輪」を成し、行政と公取協という民間組織が対等の立場で一般消費者の利益を守っているとして、各公取協がそれぞれの業界で一般消費者からの信頼を得られるよう引き続き努力に務めていただきたい旨の要望が、公正取引委員会取引部の松本取引企画課長からは日頃の公取協の活動に対し謝意があった後、適正な価格転嫁円滑化への取組と改正下請法（新略称「中小受託取引適正化法（取適法）」の施行（令和８年１月１日）に向けた取組について紹介がありました。

また、総会後に開催された懇親会においては、消費者庁の田中審議官に加え、令和７年５月22日に就任した公正取引委員会の茶谷新委員長が来賓として祝辞を述べられました。

令和６年度の景品表示法違反事件処理状況
（消費者庁公表資料から）

◆事件処理の状況

消費者庁は令和６年度において、26 件の措置命令を行っており、すべてが不当表示であり、処分を受けた企業も大手企業や著名な企業にまで及んでいます。

また、確約手続きは令和６年 10 月１日施行の改正景品表示法により新設されたが、確約手続に係る通知を受けた事業者から申請された確約計画を消費者庁が認定するという景品表示法に基づく行政処分である確約計画の認定が１件行われた。

課徴金納付命令は７件（７事業者）出され、過去最高となる 16 億円を超える額の納付が命じられる事案（家庭用電気の供給）があるなど、総額 19 億 2696 万円の納付が命じられています。

このほか、都道府県知事による措置命令が３件（東京都（２件）、埼玉県）あり、これもすべて不当表示です。

なお、公正競争規約により処理することが適当として消費者庁から公正取引協議会等に移送して同協議会等で処理したものが１件あります。

連合会から令和６年度の法的措置件数等について、消費者庁に確認し連絡があったもの。

1	消費者庁の措置命令件数	26件
2	都道府県等の措置命令件数	4件
3	確約計画の認定	1件
4	課徴金納付命令件数	7件
5	課徴金額	19億2696万円
6	課徴金の対象事業者数（事業者/件）	7事業者/7件
7	認定された返金措置	なし

括弧内は前年度の件数

	消費者庁			都道府県
	措置命令	指　導	課徴金納付命令	措置命令
表示事件	26（44）	337（82）	7（12）	4（3）
景品事件	0（0）	2（3）	—	0（0）

・「指導」とは措置命令を行うに足る事実が認められなかった場合などに行われるもの。
・課徴金納付命令は表示事件のみが対象で、課徴金額が150万円未満は賦課されない。

消費者庁の措置命令26件の不当表示の内容をみますと、サプリメントや花粉対策の効果に関する不当表示があるほか、ダニの捕獲効果等を標榜する不当表示（８件）、フィットネスジムにおける提供役務に関する不当表示（２件）や診療サービス等の口コミに関する不当表示（２件）などがあります。

令和６年度の独占禁止法違反事件処理状況
（公取委公表資料から）

◆事件処理の状況

公正取引委員会は令和６年度において、独占禁止法違反行為について、延べ61名の事業者に対して、21件の排除措置命令を行っています。排除措置命令21件の内訳は、価格カルテル４件、入札談合６件、受注調整６件、不公正な取引方法５件となっています。

また、課徴金納付命令については、令和６年度においては、延べ33名の事業者に対して、総額37億604万円の課徴金納付命令を行っています。

（排除措置命令21件のうち、主なものを紹介します。）

①LPガス容器用バルブの製造販売業者らによる価格カルテル

・LPガス容器用バルブの製造販売業者らが、共同して、需要者向け販売価格を引き上げる旨を合意していた。

（令和６年６月27日　排除措置命令（５社）及び課徴金納付命令（５社））

（課徴金総額：７億964万円）

②損害保険会社による価格カルテル（JERA他５件）

・三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び東京海上日動火災保険株式会社は、共同して、本件財物・利益保険※について、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料の水準を調整すること等によって保険料を引き上げ又は維持する旨を合意していた。

※「本件財物・利益保険」とは、株式会社JERAが見積り合わせの方法により発注する財物・利益保険のうち、１回の事故につき保険金の支払限度額を1,500億円とする保険をいう。

（令和６年10月31日　排除措置命令（４社）及び課徴金納付命令（３社））

（課徴金総額：10億6,031万円）

なお、本件については、独占禁止法遵守について、金融庁にあっては、損害保険会社等に対し、一般社団法人日本損害保険協会にあっては、会員に対し、それぞれ、周知徹底するよう要請している。

③青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者らによる入札談合

・青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者らが、

ア　受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力すること

イ　受注予定者は、受注予定者以外の者に受注した当該業務の一部を委託することを合意していた。

（令和６年５月30日　排除措置命令（４社））

なお、本件審査の過程において、入札における公正かつ自由な競争を確保する上で、青森市の対応として適切とはいえないものや、独占禁止法違反行為を誘発又は助長するおそれがある行為が認められたことから、公正取引委員会は、青森市に対し、改善要請を行うとともに、当該行為と同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

④山形県が発注する豚熱ワクチンの入札等の参加業者による入札談合

・山形県が発注する豚熱ワクチンの入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

（令和７年３月13日　排除措置命令（２社）及び課徴金納付命令（２社））

（課徴金総額：456万円）

なお、本件審査の過程において、一般社団法人全国動物薬品器材協会の会員となっている山形県動物薬品器材協会の会員である違反事業者３社が、山形県動物薬品器材協会の会合という名目で独占禁止法違反行為に係る話合いを行っていた事実等が認められた。

公正取引委員会は、豚熱ワクチン及び動物用ワクチンを含む動物用医薬品の卸売業に関連する全国団体である一般社団法人全国動物薬品器材協会に対し、 動物用医薬品の卸売業者によって本件と同様の独占禁止法違反行為が行われることを未然に防止する観点から、本件の概要及び独占禁止法の遵守について、会員である各都道府県の動物薬品器材協会を通じて、動物用医薬品の卸売業者に周知徹底するよう要請した。

⑤ASP Japan合同会社による抱き合わせ販売

・ASP Japan合同会社（以下「ASP Japan」という。）は、ASP Japanが医療機関向けに販売しているフタラール製剤※を用いる内視鏡洗浄消毒器にバーコードリーダーを取り付けるとともに、ASP Japanが製造販売するフタラール製剤の容器に二次元コードを貼付し、当該バーコードリーダーによって二次元コードを読み取らなければASP Japanの内視鏡洗浄消毒器の洗浄消毒機能が作動しないようにすることにより、ASP Japanの内視鏡洗浄消毒器を使用している医療機関に対し、不当にASP Japanの内視鏡洗浄消毒器の供給に併せてASP Japanが製造販売するフタラール製剤を購入させている。

※消化器内視鏡を含む医療器具の化学的殺菌・消毒のために内視鏡洗浄消毒器に投入するなどして使用される消毒剤であって、フタラール0.55w/v%を含有する医療用医薬品をいう。

（令和６年７月26日　排除措置命令）

◆確約手続の運用及び確約手続による処理

「確約手続」とは、独占禁止法違反の疑いについて、独占禁止法違反被疑行為者から申請のあった独占禁止法上の問題を解消する確約計画を公正取引委員会が認定（行政処分）した場合に独占禁止法違反の認定をせずに調査を終える手続きです。

入札談合、価格カルテル等は確約手続の対象にはなりません。

確約手続は、独占禁止法違反被疑行為の迅速・効率的かつ効果的な排除により、独占禁止法の効果的な執行に資することを目的として導入され、平成30年12月に施行されました。確約手続については、透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点から「確約手続に関する対応方針」を策定し、当該対応方針に従って運用してきたところ、導入以来、21件の事件において利用されています。これまでの確約手続の運用経験を踏まえ、より効果的かつ実効的に運用していくため、令和６年７月に、今後、以下の対応を採ることを明らかにしました。

・確約措置の履行期間については、違反被疑行為の対象となった製品のライフサイクルやサービスの契約期間、海外当局の対応、競争の確実な回復の観点等を踏まえ、原則として５年以上とし、同様の行為の再発防止をより確実に担保すること。

・確約措置の履行については、独立性のある外部専門家の客観的な監視を経て実施する方がより確実性が確保されることから、確約措置全体の履行について、外部専門家による監視を積極的に活用すること。
・また、市場への影響が大きな事案など、特に必要があると認められるときは、独占禁止法第68条に基づき、確約計画の認定を受けた事業者のみならず、取引先事業者、競合他社等に対して、確約措置の履行状況の確認等を行って、確約措置の確実な履行確保を図ること。

令和６年度においては、独占禁止法違反被疑行為について、３名の事業者に対して、３件の確約計画の認定を行った。違反被疑行為の内訳は、私的独占１件（競争者に対する取引妨害等を含む）、優越的地位の濫用１件、抱き合わせ販売等１件となっている。

確約手続による処理は、①Google LLCによる私的独占被疑行為（検索エンジン及び検索連動型広告にかかる技術）、②橋本総業株式会社による優越的地位の濫用（物流特殊指定違反）被疑行為、③シスメックス株式会社による抱き合わせ販売（特定凝固測定装置に用いる試薬）被疑行為です。

◆不当廉売への対処

酒類、石油製品、家電製品等の小売業に係る申告に対しては、可能な限り迅速に処理する（原則２か月以内）としており、令和６年度において、不当廉売につながるおそれがあるとして253件（前年度317件）の注意を行っています。

なお、沖縄県沖縄市及び同県中頭郡北中城村においてレギュラーガソリンの廉売を行っていた給油所を運営する石油製品小売業者２社に対し警告（事業者名を公表）を行っています。

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
注意件数	18	186	1	48	253

◆価格転嫁円滑化への取組◆

公正取引委員会は、令和７年３月14日、「『令和６年度の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査』の結果を踏まえた事業者名の公表について」において以下の内容を公表しています。

・背景

公正取引委員会は、適正な価格転嫁の実現に向けて、事業者間取引において、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のＱ＆Ａ（以下「独占禁止法Ｑ＆Ａ」という。）の下記①又は②に該当する行為（以下「協議を経ない取引価格の据置き等」という。）が疑われる事案に関する実態及び「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和５年11月29日内閣官房・公正取引委員会。以下「労務費転嫁交渉指針」という。）に基づく労務費の転嫁円滑化の進捗状況等を把握するため、令和６年５月から「令和６年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「特別調査」という。）を実施し、同年12月16日に調査結果を公表しました。

①労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
②労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

あわせて、価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表については、令和５年11月８日に公表した「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について」（以下「公表方針」という。）のとおり進めることとしています。

・個別調査の実施

公表方針に基づき、特別調査において、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙がった発注者（以下「調査対象事業者」という。）に対して、その旨を説明し、事業者名の公表があり得る旨を予告した上で、立入調査、独占禁止法第40条に基づく報告命令等による個別調査を実施しました。

具体的には、令和５年６月１日から令和６年５月31日までの１年間を調査対象期間とし、調査対象事業者とその取引先との取引における、調査対象期間における取引価格の据置き等の有無、取引価格の据置き等の場合における価格協議の有無、取引価格引上げの要請があった場合における書面等による回答の有無等について確認を行うなどして、協議を経ない取引価格の据置き等が行われているかについて確認しました。

・個別調査の結果

個別調査の結果、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者については、公表方針にも記載のとおり、価格転嫁の円滑な推進を強く後押しする観点から、発注者に価格転嫁に向けた積極的な協議を促し、また、受注者にとっての協議を求める機会の拡大につながる有益な情報であること等を踏まえ、独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名（３事業者）を公表することとしました。

今回の事業者名の公表は、独占禁止法又は下請法に違反すること又はそのおそれを認定したものではありません。

なお、個別調査において、労務費転嫁交渉指針の公表から約半年が経過した時点における同指針に沿った取組の実施状況についても調査した結果、同指針の浸透度合いが低く、全体として同指針の更なる周知が必要であることが確認されました。

・今後の取組

公正取引委員会は、今回の個別調査の結果も踏まえ、独占禁止法Ｑ＆Ａの考え方及び労務費転嫁交渉指針について、事業所管省庁とも連携し、更なる周知を行うなど、引き続き、取引の公正化をより一層推進する観点から、適正な価格転嫁が可能となる取引環境を整備するための取組を進めていくこととしています。

【備考】

労務費の転嫁に関する価格交渉に関する行動指針を公表（令和５年12月）しているところ、同指針では、発注者に対し労務費の転嫁の交渉を申し込む際の一例として、原材料価格、エネルギーコスト、労務費などの項目が網羅された見積書の様式が示されており、また、価格交渉において使用する根拠資料として最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いることなどが示されているなど、衛生検査業の業界での価格交渉でも参考となるものです（行動指針の詳細は、公取協の会員専用ホームページ「お知らせ」に掲載）。

また、令和６年８月に日本衛生検査所協会の会長名で作成した「臨床検査における労務費の適切な価格転嫁のご理解とご協力のお願い」文書は、一緒に配布した文書利用に際しての留意事項を意識しつつ、ご利用願います。

▶ 下請法の改正 ◀

令和７年５月16日に改正下請法が成立し、令和８年１月１日の施行に向け実効的な運用のための準備が進んでおります。

改正下請法は、法律名も中小受託取引適正化法に変更され「取適法」と略称されることになるようです。よい機会ですので申し上げると下請法は「下請代金支払遅延等防止法」の略称で改正下請法の正式な題名は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」となっています。

法律の題名の変更は、「下請」等の用語の見直し、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に用語を改めることに伴うものです。

改正下請法（新略称「取適法」）となっても衛生検査所業会の取引が適用対象となることは多くないのではないかと考えていますが、具体的な運用状況が判明した際には情報提供したいと考えています。

◆ 公正取引協議会のホームページ ◆

http://www.kensa-koutorikyo.org

ホームページには公正取引協議会や公正競争規約の概要など、医療機関や一般の方々にもご理解いただけるような内容で構成しています。
是非、広く周知していただければと思います。

また、ホームページの会員専用「会員のみなさま」には、会員向け「お知らせ」他、オンデマンドの研修会動画も収載していますので、ウェブ版 Q&A 同様、公正競争規約や独占禁止法の内容習得に活用してください。

Q&A 電子媒体機器等の「便益を高めるような物品」の該当性

Q **オンライン検査サービスで用いる電子媒体機器等の物品は、公正競争規約第４条で例外的に認められている「便益を高めるような物品」に当たらないのか。**

A 「便益を高めるような物品」に該当するものとしては、平成２年12月頃から、FAX機について無償提供（貸与を含む）が認められていますが、それ以外の機器類（冷蔵庫、保管ケース、遠心分離機、OA・通信機器、ラベルプリンターなど）については認められていません。FAX機が認められたのは、（当時の）医療機関に対する検査結果報告の迅速性・正確性という社会的要請、また、検査会社にとってFAX機の無償提供によるコスト負担が少ないなどの事情を理由としています。

なお、FAX機以外の個々の機器類の中にも、観念上、「便益を高めるような物品」に該当するものがあり得るとは考えられるものの、これらの機器類は第３条で「景品類」として無償提供が原則禁止となっているため、それを「便益を高めるような物品」として景品類の例外として認める場合、FAX機のように「社会的要請」などの合理的な理由の説明が可能かどうかの問題があると思われます。（ウェブ版Q&A「オンライン運用基準（制定Q&A）」Q７）

ウェブ版Q&A 営業活動時や取引先での対応に、是非ご活用ください。

ウェブ版Q&Aをホームページの会員専用に掲載しています。公取協や公正競争規約に関する解説はもとより、規約違反になる事例や規約違反の対象になる具体的な容器類などを分かりやすく示しています。

ウェブ版 Q&A は、衛生検査所業公正取引協議会ホームページの「会員のみなさま」サイトの「Q&A」で閲覧できます。また、スマートフォンからも同様に閲覧できますので、右記２次元バーコードを読み取ってサイトにお入りください。
「会員のみなさま」は会員以外の方の閲覧制限をしていますので、入力する「ユーザー名」「パスワード」は貴社登録の規約運用責任者にご確認ください。

編集後記

公取協ニュース第 100 号をお読みいただきありがとうございます。昨年が公正競争規約が認定され公取協が設立し 40 年という節目でしたが、今年は本誌が 100 号ということで節目が続いております。振り返って昭和 59 年 12 月 4 日発行の第１号はどんな内容だったかと調べてみると「不当廉売」特集となっておりました。公正競争規約の実施に伴う説明会で不当廉売に関する質問が相ついだため、公正取引委員会が公表していた「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」の内容を掲載して不当廉売の理解に役立てようとしたと記載されていました。当時から公正競争規約ではカバーできない不当廉売のことに関心が高かったことを改めて認識しました。（い）